

意見書を国に提出

12月定例会で議員発議案として提出、可決された意見書5件を国に提出しました。



地方税法等の改正を求める意見書

国においては、高齢者の公的年金受給者の納税の便宜を図ること、市町村における徴収の効率化を図るとの観点から、地方税法の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)及び国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)を改正し、個人住民税及び国民健康保険税について公的年金からの特別徴収が施行されたところであり、多くの高齢者にとりましては、年金が生活の支えであり、景気の低迷、消費者物価の上昇が続く中で暮らしに不安を抱え、年金を計画的に暮らしに向け、生活しているのが実態であります。

このような中で一律的に個人住民税及び国民健康保険税を公的年金から特別徴収されますと、徴収時期が一時に集中され年金生活者にとっては、生活が脅かされる恐れがあります。年金で暮らす高齢者が、自らの生活の中で自らの選択により、納税を果たすという意味からも、一律的な納税環境ではなく納税者に納税機会の選択を与えるべきであります。以上の観点から、徴収の方法については市町村が選択でき一律的な特別徴収を改め、普通徴収による納税など納税者が選択できる納税環境の整備を図るよう関係法令の改正について求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日 滝沢村議会

■提出先

内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣

介護保険制度の改善を求める意見書

介護・福祉の充実には、「安心した老後を送りたい」というすべての国民の願いである。しかし、いま、地域の介護は崩壊の危機にさらされている。重い費用負担、不透明な認定制度、さまざまなサービスの利用制限による「介護の取り上げ」が利用者にも生活困難をもたらしている。また、連続した介護報酬の引き下げによって生まれた経営難、厳しさを増す現場の介護労働と深刻な人手不足は、住宅・施設など地域の福祉・介護の基盤を根底から揺るがしている。

誰もが必要な介護サービスを利用できる「介護の社会化」の実現と、それを支える介護職員が、専門性を高めいきいきと働き続けられる環境整備が急務である。

よって政府においては、介護保険制度改善のため、下記の事項について改善するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

①介護報酬を引き上げ、人員配置基準の見直しを行い、職員の給与・労働条件の改善を図ること。

②数字利用料・保険料、居住費・食費負担を軽減するとともに、サービスの利用制限をなくし、必要な介護が適切に保障される制度に改善すること。

③以上を実現するために、保険料や利用料の引き上げではなく、介護保険に対する国の負担を大幅に増やすこと。

平成20年12月19日 滝沢村議会

■提出先

内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣

保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求める意見書(抜粋)

2006年4月1日に施行された新保険業法によって、各団体がその組織の目的の一つとして構成員のために自主的に運営している共済制度が存続の危機に追い込まれ、その加入者たちは将来に向かって保障を断念させられるなど、生活不安を招く状態が生じています。

保険業法改定の趣旨は、「共済」などの名前で不特定多数の消費者に保険類似商品の販売や勧誘を行うて被害を与えた、いわゆる「二七共済」への規制でした。しかし、新保険業法の下では、自主的に共済を運営する団体が、保険会社もしくは少額短期保険業者のいずれかを選択しなければならぬとされ、金融庁の定めた少額短期保険業者の基準を満たすことができない多くの団体が共済制度を廃止せざるを得ない状況を迎えています。加入者の生活と健康、いのちを守ってきた自主共済を保険会社などと同列に規制し、自主共済の運営の継続を断っている現状は、加入者消費者に被害をもたらす、法改定の趣旨や目的にも反するものです。

つきましては、下記の事項を速やかに見直し、改善されるよう求めます。

①団体が構成員のために、自主的かつ健全に運営している共済制度は、直ちに保険業法の適用から除外すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日 滝沢村議会

■提出先

内閣総理大臣 財務大臣

所得税法第56条の廃止を求める意見書

中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済に貢献してきた。その中小零細業者を支えている家族従業員の「働き分(自家労賃)」は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその家族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない(条文要旨)」により、必要経費として認められていない。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合86万円、家族の場合は50万円であり、家族従業員はこのわずかな控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっている。家業を手伝いたくても手伝えなことが、後継者不足に拍車をかけている。

税法上では青色申告すれば、給料を経費にすることができ、同じ労働者に対して、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾している。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」として中、大きな見直しを求める声も出ている。税法上も、民法、労働法や社会保障上でも家族従業員の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条を廃止することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日 滝沢村議会

■提出先

内閣総理大臣 法務大臣 財務大臣

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(抜粋)

日本社会の急速な少子・高齢化は、様々な課題を日本社会に投げかけ、新たなライフスタイルと、それを支える社会システムの構築が求められています。とりわけ、年金・医療・福祉などの社会保障制度はもろろんのこと、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、働くことに困難を抱える人々の増大が、社会問題となつていきます。

また、2000年以降の急速な構造改革により、経済や雇用、産業や地方など、様々な分野に格差を生じさせました。

誰もが「希望」と「誇り」を持ち、「安心」と「豊かさ」を実感できるコミュニティをつくり、人との「つながり」や社会との「つながり」を感じられるという、新しい働き方の必要性が高まっています。こうした働き方と、これに基づく非営利の事業体は、住民の自発性と主体性を基礎に、新しい公共と市民自治、まちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものです。

国においても、社会の実情を踏まえ、就労の創出、地域の再生、少子・高齢社会に対応する有力な制度として、「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日 滝沢村議会

■提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣